

身体障害者に対する軽自動車税（種別割）の減免申請について

山元町では身体あるいは精神に障害がある方で、一定の要件に該当する場合に、軽自動車税（種別割）を減免しています。該当される方は申請期限までに税務課窓口で手続きを行ってください。

減免を受けられる方の範囲

- 1 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族の方が運転する場合」又は「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合」で、次表のいずれかに該当する方

● 身体障害者手帳をお持ちの方

障害の種類		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		◎	◎	◎	◎		
聴覚障害			◎	◎			
平衡機能障害				◎			
音声・言語機能障害				◎			
上肢不自由		◎	◎				
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○
体幹不自由		◎	◎	◎		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎注1				
	移動機能	◎	◎	◎注2	○	○	○
心臓機能障害		◎		◎			
じん臓機能障害		◎		◎			
呼吸器機能障害		◎		◎			
ぼうこう又は直腸機能障害		◎		◎			
小腸機能障害		◎		◎			
免疫機能障害		◎	◎	◎			
肝臓機能障害		◎	◎	◎			

● 戦傷病者手帳をお持ちの方

障害の種類	項症							款症		
	特	1	2	3	4	5	6	1	2	3
視覚障害		◎	◎	◎	◎	◎				
聴覚障害		◎	◎	◎	◎	◎				
平衡機能障害		◎	◎	◎	◎	◎				
音声・言語機能障害		◎	◎	◎						
上肢不自由		◎	◎	◎	◎	◎				
下肢不自由		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
体幹不自由		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	注1) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。								
	移動機能	注2) 生計を一にする家族が運転する場合で一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。								
心臓機能障害		◎	◎	◎	◎					
じん臓機能障害		◎	◎	◎	◎					
呼吸器機能障害		◎	◎	◎	◎					
ぼうこう又は直腸機能障害		◎	◎	◎	◎					
小腸機能障害		◎	◎	◎	◎					
免疫機能障害										
肝臓機能障害		◎	◎	◎	◎					

◎ 身体障害者本人又は「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○ 身体障害者本人が運転する場合に減免

※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

- 2 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち「本人」、「生計を一にする家族の方が運転する場合」又は「身体障害者等を常時介護する方が運転する場合」で、次のいずれかに該当する方

● 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方

● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が「1級」の方